



平成30年度 渡嘉敷村立とかしき保育所 児童募集案内

- ★4月入所希望の方は、申請期限は2月9日までです。
- ★1歳児又は途中入所の場合は、入所希望60日前までです。

◎保育所への入所

保育所は、保護者が仕事もしくは病気等により、家庭で児童を十分保育することができない場合に、保護者に代わって保育を行うための児童福祉施設です。

したがって、すべての児童が対象ではありませんので、下記事項を確認されたうえでお申込みください。

※集団生活に慣れさせるためといった理由は、入所の対象となりません。

◎入所対象児童

・渡嘉敷村に住所(実際に住んでいること)があり、1歳に達した日の翌月から、幼稚園入学前までの『保育を必要とする児童』です。

◎入所定員数

・2歳児クラス…6名 ・1歳児クラス…6名 ・0歳児クラス…3名

※申込みに際しては、保育所の定員関係により入所出来ない場合もございますので、予めご了承ください。

◎保育を必要とする理由

児童の保護者及びその同居者において、次の(1)～(8)までのいずれかの理由の為、その児童の保育を必要とする場合。

- (1) 就労 … 就労(居宅外労働、居宅内労働)を常態としている
※月64時間以上就労していること
- (2) 妊娠・出産 … 妊娠中(産前8週)又は産後8週まで入所対象
- (3) 病気・障がい … 長期にわたり病気、負傷、心身に障がいがあること
- (4) 介護 … 病気または障がいのある同居親族を常に介護していること
- (5) 災害 … 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること
- (6) 求職 … 求職活動(起業準備中を含む)を継続的に行っていること
※入所期間は1カ月以内
- (7) 就学等 … 大学・専門学校・訓練学校等に通っている(通信教育は除く)
- (8) その他 … 村長が、上記の事情に類する状態にあると認めた場合

◎提出書類

- ① 「保育所入所申請書」
 - ② 児童の「健康診断書」 ※新規申請児童のみ
 - ③ 父母及び同居祖父母(60歳未満)の状況を証明するもの「勤務証明書」「自営業申立書」
 - ④ 就職活動中の方や、契約職員で更新が決まっていない方は「求職活動状況報告書」
 - ⑤ 妊娠中(産前8週)または出産後8週までの方「母子手帳の写し」
 - ⑥ 平成29年1月1日に渡嘉敷村に住所がない方は、前住所から「平成29年度所得課税証明書(全項目記載)」
 - ⑦ 同意書
- ※書類不備の場合は、受付できませんのでご注意ください。

◎提出書類の明細

保護者の状況	証明書類
①勤務の方	「勤務証明書」→ 事業所印は必ず会社印を捺印して下さい。 ※自営業の方でも、株式会社、有限会社、合資会社の場合は「勤務証明書」です。 ※親族が経営している会社の、自営業協力者は「自営業申立書」になります。
②自営業、内職の方	「自営業申立書」 ※添付書類として、確定申告書の写しを提出して下さい。 上記を提出できない場合は、収入を証明できるものを提出して下さい。 (例)タイムカードの写し、給与明細、通帳の写し、出勤簿の写し等 ※親族が経営している民宿等で勤務している場合は、「自営業申立書」になります。
③出産予定の方、 産後6カ月までの方	「母子手帳の写し」→ 妊娠中の提出書類 「出生届出済証明の写し」→ 出産後の提出書類 ※出生届出済証明は、出生届を出した際に渡嘉敷村が母子手帳に捺印し出生を証明します。 証明を受けていない方は、早急に渡嘉敷村役場で出生の証明を受けて下さい。
④保護者自身が病気の	「診断書」 ※病気、負傷の場合
⑤看護・介護にあっている場合	「診断書」 「介護保険被保険者証の写し」 ※介護認定を受けている方のみ
⑥心身に障害がある場合 (保護者・同居者)	「診断証」 「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」 上記いずれかの写し
⑦就学中の方	「在学証明書」
⑧・就職活動中の方 ・契約職員で契約の更新が決まってない方	「求職活動報告書」 内定後は早急に「勤務証明書」を提出すること ※1ヶ月以内に上記の書類が提出出来ない場合は、退所措置となります。

※同時に2名以上の申込みをする場合は、上記の書類は1部ずつの提出でかまいません。

※入所後に保育に欠ける基準に該当しなくなった場合には、保育所における保育を解除いたします。

申請書等は、役場民生課窓口又はとかしき保育所にございます。

◎ 保育利用時間

利用時間については、平成30年度より就労時間に応じて利用時間が区分されます。ただし、月64時間未満の就労の場合は、対象外となります。

【就労時間が月140時間以上の場合】

保育標準時間 …… 保育所の開所時間から通常保育終了時間以内
(9.5時間保育)

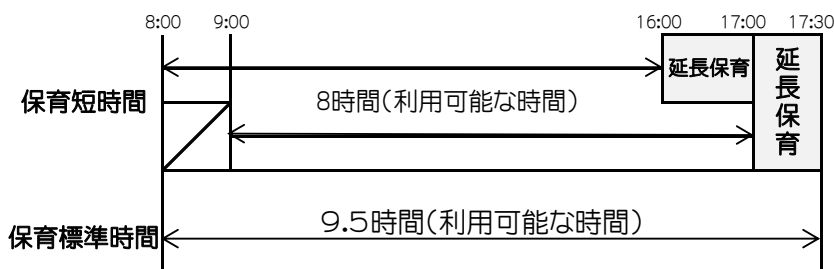
【就労時間が月64時間以上140時間未満の場合】

保育短時間 …… 8時～17時30分内で最長8時間

※ 保育短時間を利用する場合、8時間を過ぎますと別途延長保育利用料がかかります。

※ 保育短時間の場合は、園児を保護者へ引き渡した時に、双方で時間の確認をします。

★利用時間のイメージ★



※ パートタイム(6時間勤務)勤務の方は、保育短時間へのご協力をお願いします。

◎ 保育料

① 保育料は、入所する児童の父母の市町村民税所得割課税額の合算額により決定します。

※ 確定申告がされてなく課税状況が確認できない場合には、一番高い階層の保育料となりますのでご注意ください。

② 保育利用時間(保育標準時間、保育短時間)の別で保育料が設定されます。

③ 保育料の切り替え

・市町村民税の決定が6月になっていることから、4月～8月は前年度分の市町村民税額、9月～3月は当年度分の市町村民税額により保育料の算定を行います。

☆ 保育料の算定方法(切り替え時期) ☆

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度分の市町村民税額で算定					当年度分の市町村民税額で算定						

④ 保育料の納付は、原則ゆうちょ銀行口座振替となります。

・毎月10日引き落としの、前納制です(土、日、祝日の場合は、翌営業日)

・新規の方は、ゆうちょ銀行での手続きをお願いします。

平成30年度 保育料

階層区分	定義	保育料(月額)(円)		
		保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護世帯	0 (0)	0 (0)	
B	B1 A階層を除き、市町村 村民税非課税世帯	0 (0)	0 (0)	
	B2 B1に該当する世帯以外の世帯	8,000 (4,000)	7,000 (3,500)	
C1	A階層を除き、当該 年度分の市町村民 税課税世帯のうち、 所得割の課税世帯 であって、調整後所 得割課税が次の区 分に該当するもの	48,600円未満	14,000 (7,000)	
C2		48,600円以上97,000円未満	13,000 (6,500)	
C3		23,500 (11,750)	22,500 (11,250)	
C4		97,000円以上169,000円未満	33,500 (16,750)	32,500 (16,250)
C5		169,000円以上301,000円未満	37,500 (18,750)	36,500 (18,250)
C6		301,000円以上397,000円未満	41,000 (20,500)	40,000 (20,000)
		397,000円以上	44,500 (22,250)	43,500 (21,750)

【延長保育利用料】1時間200円 ※保育短時間のみ

※別途、クラス費を保育所で徴収します。

※同一世帯の就学前児童が2人以上保育所や幼稚園に入所している場合、1人目の児童は全額(基本額)、2人目の児童は半額、3人目以降の児童は無料となります。

・基本的に就学前児から数えて第1子判定されますが、所得割が57,700円未満の世帯については、年齢制限なく判定されます。

※月の途中で入所した場合は、その月の日数により日割り計算とします。

退所の場合は返還できませんので、必ず1ヶ月前までに退所届を提出して下さい。

◎給食について

栄養士が作った献立に基づいて、年齢や栄養のバランスを考慮した完全給食を行います。

◎申込みから入所決定まで

- ① 受付後、勤務証明書等の添付書類審査を行い、村長が入所を決定します。
- ② 保育所入所承諾書が自宅に郵送されます。
- ③ 保育所からオリエンテーションの連絡がきます。
- ④ 郵便局で保育料自動振替の手続きを行って下さい。

◎申請書類提出期限について

☆新規

申込み期限 → 入所希望日の60日前までに、民生課窓口へ必要書類を提出して下さい。

※書類に不備がありますと、希望日の入所に間に合わない場合がありますので、余裕をもって申込みをして下さい。

【注意事項】

- ① 申請内容や添付書類等に虚偽がある場合は、入所を取り消すことがあります。
- ② 入所決定は、書類審査や家庭状況の調査等(実態調査等を含む)により決定し、後日通知します。
- ③ 保育所入所後にも電話・訪問等による就労調査がありますのでご了承下さい。
- ④ 保護者の勤務先の変更・退職など入園時と家庭の状況が変わった場合は、速やかに民生課までご連絡下さい。
- ⑤ 年度途中において、現況確認のため『勤務証明書』等の再提出があります。